

高知県と大阪薬科大学の薬学生就職支援に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）及び大阪薬科大学（以下「乙」という。）は、高知県の地域医療を支える薬剤師の育成・確保に向け、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、薬剤師を目指す学生の高知県内（以下「県内」という。）への就職の関心を高める取組、将来的に薬剤師として県内に就職することに関心を抱く高校生の大阪薬科大学薬学部（以下、「大学」という。）への就学に資する取組等を通じて、県内への就職の促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生や保護者に対する県内の薬剤師就職先情報、各種就職イベント等の周知に関する事。
- (2) 大学内で行われる合同就職説明会等の開催に関する事。
- (3) 県内で行われるインターンシップ及びふるさと実習に関する事。
- (4) 県内の薬局・病院等と大学による活動に関する事。
- (5) 薬剤師として県内への就職に関心を抱く高校生の大学就学支援に関する事。
- (6) 県内で行われる高校生向け薬学セミナー等の開催に関する事。
- (7) その他、学生の県内への就職に関し、両者が有益と認める事。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報のうち、秘密である旨の指定を受けたものについて守秘し、これを第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。

なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定書の締結から平成32年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれから特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算して更に1か年更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意を持って協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月26日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
知事

尾崎正道 

乙 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学
学長

波田幹夫 